

株 主 各 位

東京都品川区西五反田一丁目30番2号
株式会社ジモティー
代表取締役社長 加藤 貴博

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年3月25日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年3月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都品川区東五反田二丁目3番5号
五反田中央ビル スタンダード会議室4階Aホール |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第10期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 資本準備金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://jmtty.co.jp/ir>）に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社第10回定時株主総会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応につきまして、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 当社の対応

- ・当社役員及び運営スタッフ等は、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・株主総会会場受付にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主総会会場では、株主様のお席の間隔を空けて配置させていただきます。
- ・株主総会の議事は、例年よりも短時間で進行予定でございます。

#### 2. 株主様へのお願い

- ・感染拡大防止のため、極力、ご出席をお控えいただくようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方、風邪の諸症状がある等、体調不良の方につきましては、株主総会へのご出席をご遠慮いただきたくお願い申し上げます。
- ・議決権は、書面の郵送又はインターネットにより事前に行使できますので、重ねてお願い申し上げます。

#### 3. ご来場される株主様へのお願い

- ・ご来場の株主様におかれましては、可能な限りマスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・当日は、検温をさせていただき、発熱が認められる場合や、咳等の症状で体調不良と見受けられる場合には、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以 上

~~~~~  
「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」を修正する必要が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://jmtty.co.jp/ir>) に掲載いたしますのでご了承くださいようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年3月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）




書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年3月25日（木曜日）
午後6時30分到着分まで



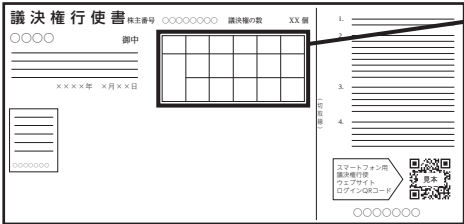
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年3月25日（木曜日）
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 票

〇〇〇〇 欄中

××××年 ×月××日

インターネット等
議決権行使
にご対応
ください

QRコード

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1、2号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第3号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

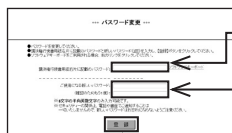
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力


実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 「スマート行使」 「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先

 0120-768-524

(受付時間 平日 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありますが、持ち直しの動きがみられます。先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されます。

日本の総広告費は、持続する緩やかな景気拡大に伴い、通年で6兆9,381億円(前年比106.2%)と前年を上回り、特にインターネット広告費は2兆1,048億円(前年比119.7%)と好調に推移したことが総広告費全体を押し上げる結果となりました(株式会社電通「2019年日本の広告費」)。

このような環境のなかで、当社はクラシファイドサイト「ジモティー」を通して、地域の情報が幅広く集まるプラットフォームを提供することで、地域の情報を可視化し、地域の人とのマッチングを推進してまいりました。

当事業年度においては、生活動態の変化により地域内情報の必要性が増大し、当社サービスをご利用いただく機会が継続して増加しております。

一方で、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞は続いており、緩やかに回復傾向にはあるもののまだ十分な水準までは改善しておらず、今後の先行きも不透明な状況であります。

このような環境下において、持続的なプラットフォームの成長のために、地域内のモノの譲り合いをより円滑に行える場所へと進化するべく、ユーザー利便性を向上させる付加機能の提供を第3四半期より開始し、検証を重ねてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,376,029千円(前事業年度比8.9%増)、営業利益は308,336千円(同247.5%増)、経常利益は307,124千円(同310.3%増)、当期純利益は254,763千円(同164.5%増)となりました。

なお、当社はクラシファイドサイト運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は4,950千円であり、その主な内容は、従業員が使用するパソコン及び通信機器の購入費用に係るものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、2020年2月7日の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、公募による自己株式の処分50,000株により、46,000千円の資金調達を行い、第三者割当による自己株式の処分190,600株により、175,352千円の資金調達を行いました。

また、新株予約権の行使による新株式発行355,000株により、170,400千円の資金調達を行い、新株予約権の行使による自己株式の処分6,000株により2,880千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2017年12月期)	第 8 期 (2018年12月期)	第 9 期 (2019年12月期)	第 10 期 (当事業年度) (2020年12月期)
売 上 高 (千円)	660,296	983,643	1,263,427	1,376,029
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△380,730	7,061	74,846	307,124
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△412,287	18,945	96,304	254,763
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△) (円)	△81.93	3.94	18.91	45.74
総 資 産 (千円)	353,729	406,246	952,835	1,722,748
純 資 産 (千円)	255,312	274,258	748,347	1,397,658
1株当たり純資産(円)	△301.22	△297.28	142.79	239.80

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① サービスの継続的な成長

当社はクラシファイドサイト「ジモティー」の運営を主たる事業としており、プロモーション等により認知度向上に向けた取り組みを積極的に行い、当該サイトのページビュー数及び投稿数を増加させることにより、収益基盤を構築してまいりました。

今後においても、更なるページビュー数及び投稿数の増加と継続率向上を図ることが課題であるため、SEO(検索エンジンの最適化)等を講じた集客力の強化、サービスの機能拡充による利便性向上、カスタマーサポート体制の強化による安全性の向上に努めてまいります。

② 収益基盤の強化

当社は、これまで自動配信売上を増加させることにより収益基盤を構築してまいりましたが、今後の中長期的な成長を実現するために、更なる収益基盤の強化が課題であると認識しております。この課題に対応するためには、「ジモティー」を利用する企業向けのマーケティング支援売上及び、ユーザー利便性を向上させる付加機能の提供による手数料売上の増加が重要であると考えております。

そのため、今後において当社は、継続的な機能の磨き込み及び新たなマネタイズ施策の実施により、収益基盤の強化に努めてまいります。

③ サービスの健全性の維持及び向上

当社が運営する「ジモティー」は、インターネットを通じて提供されているものであり、システムを安定的に稼働させることが重要な課題であると認識しております。今後においても、ページビュー数及び投稿数の増加、サービスの機能拡充、セキュリティの向上等に適時に対応し、技術革新等の事業環境の変化にも柔軟に対応できるシステム開発体制を構築することで、システムの安定稼働や高度なセキュリティが担保されたサービス運営に努めてまいります。

また、投稿内容の健全性の維持及び向上を図るため、カスタマーサポート体制の一層の強化が課題であると認識しております。当社では、全投稿チェックによる監視体制の構築、適切なサポート人員の配置、ユーザーの本人確認の強化、違反ユーザーに対する注意喚起や利用停止措置等を実施しておりますが、今後においても、サービスの成長に合わせて必要な投資を行い、体制の強化に努めてまいります。

④ 組織力、内部管理体制の強化

a. 優秀な人材の確保及び育成

当社では、専門的知識を有した優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。事業規模に応じた少人数での効率的な運営を意識し、高度な知識・経験のある人材の確保に積極的に取り組んでまいります。また、人材育成のための教育・研修制度も充実させてまいります。

b. 内部管理体制の強化

当社が継続的な成長を続けるためには、内部管理体制の強化が必要不可欠であると認識しております。そのため、今後においても、内部統制システムの運用を徹底し、事業運営上のリスクの把握と管理を適切に行える体制構築に努めてまいります。

c. 情報管理体制の強化

当社では、個人情報等の機密情報につきまして、ネットワークの管理、社内規程の制定及び遵守、全従業員を対象とした社内研修の徹底、内部監査によるチェック等により、適正な情報管理体制を構築しております。今後においても、コンプライアンスを重視し、情報管理体制の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

事業区分	事業内容
クラシファイドサイト運営事業	クラシファイドサイト「ジモティー」の企画・開発・運営

(6) 主要な事業所 (2020年12月31日現在)

本社	東京都品川区西五反田一丁目30番2号
----	--------------------

(7) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末 比 増 減	平均年齢	平均勤続年数
46 (33) 名	2名減 (10名増)	32.5歳	2.85年

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社はクラシファイドサイト運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の使用人数の記載はしておりません。
3. 臨時雇用者数が前事業年度末と比べて10名増加しましたのは、業容拡大に伴い採用が増加したためであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

2020年2月7日をもって、当社は東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。

2. 株式の状況（2020年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 10,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,996,365株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は355,000株増加しております。

(3) 株主数 4,323名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社デジタルホールディングス	923,216 株	15.85 %
株式会社NTTドコモ	923,158	15.84
株式会社プロトコーポレーション	609,756	10.47
加藤貴博	496,000	8.51
EIクリーンテック投資事業 有限責任組合	312,633	5.37
山口貴弘	281,903	4.84
EIスマートエナジー投資事業 有限責任組合	228,659	3.92
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	179,700	3.08
ジャパンベストレスキューシステム 株式会社	122,000	2.09
野村信託銀行株式会社（投信口）	93,600	1.61

(注) 1. 当社は、自己株式を170,091株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第10回新株予約権
発行決議日		2017年9月1日
新株予約権の数		510,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 510,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		1個当たり 5円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり 480円 (1株当たり 480円)
権利行使期間		2019年4月1日から 2024年8月31日まで
行使の条件		(注) 1
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 33,500個 目的となる株式数 33,500株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監査役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

(注) 1. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態 (2020年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	加藤 貴博	
代表取締役	片山 翔	ビジネス開発グループ担当
取締役	岩崎 優一	コーポレートグループ担当
取締役	佐々木将洋	新規事業担当
取締役	伊藤 邦宏	株式会社NTTドコモ マーケティングメディア 部長 兼 マーケティングプラットフォーム推 進部担当部長 株式会社D2C 社外取締役 株式会社ドコモ・インサイトマーケティング 社外取締役 株式会社LIVE BOARD 社外取締役 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社 社外取 締役
取締役	吉田 大志	本多・森田・吉田法律会計事務所 パートナー
常勤監査役	平井 新也	株式会社東京企画所 代表取締役
監査役	川波 拓人	株式会社イー・ブリッジC 専務取締役
監査役	神先 孝裕	税理士法人ケップル 代表 株式会社ケップル 代表取締役 株式会社ケップルコンサルティング 代表取 締役 株式会社ケップルアフリカベンチャーズ 代 表取締役

- (注) 1. 取締役伊藤邦宏氏及び吉田大志氏は、社外取締役であります。両氏は、東京証券取引所が指定を義務付けている独立役員であります。
2. 監査役平井新也氏、川波拓人氏及び神先孝裕氏は、社外監査役であります。3氏は、東京証券取引所が指定を義務付けている独立役員であります。
3. 監査役神先孝裕氏は、公認会計士の資格を有しており、会計及び財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2020年3月25日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役である野内敦氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役の全員と会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	5 名	49 百万円
監 査 役	3	11
合 計 (うち社外役員)	8 (4)	61 (14)

- (注) 1. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役2名を除いております。そのうち1名は、2020年3月25日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2020年3月25日開催の第9回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年3月31日開催の第6回定時株主総会において、年額15百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外役員に関する他の法人等の重要な兼職状況については、前頁の「(1) 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）」に記載のとおりであります。

・取締役伊藤邦宏氏

当社と各兼職先との間に特別な利害関係はありませんが、当社の主要株主及び取引先である株式会社NTTドコモ マーケティングメディア部長兼 マーケティングプラットフォーム推進部担当部長であります。

- ・取締役吉田大志氏
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役平井新也氏
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役川波拓人氏
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役神先孝裕氏
当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役	伊 藤 邦 宏	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、上場企業におけるサービス企画や経営企画等の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に関する発言を適宜行っております。
取締役	吉 田 大 志	2020年3月25日就任以降に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的な知見に基づき、経営体制及びコーポレート・ガバナンス体制に関する発言を適宜行っております。
監査役	平 井 新 也	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、Web系ビジネスに関する幅広い知見に基づき、主に健全な事業運営の視点から適宜発言を行っております。
監査役	川 波 拓 人	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、人材活用に関する幅広い知見と経営者としての経験に基づき、主に組織運営における全般的な見地から適宜発言を行っております。
監査役	神 先 孝 裕	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての会計及び財務に関する高度な知見と経験に基づき、主に会計的な見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16 百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制
 - a. 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - b. 内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
 - c. 監査役は、「監査役監査規程」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
 - d. 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役に報告する。
 - e. 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知し明文化する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを一覧できる。
 - b. データ化された機密情報については、「情報システム関連規程」及び「個人情報保護基本規程」に基づき、適切なアクセス権限やアクセス管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社の損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。また、コーポレートグループが主管部署となり、各事業部門と

の情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役が統括責任者として、全社的な対策を検討する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - b. 当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、及び「業務分掌規程」を制定し、取締役及び使用人の職務執行について責任の範囲及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の部門の責任者等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇については、取締役と監査役とが協議の上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - a. 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合又は法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
 - b. 取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
 - c. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - d. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度によ

る通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

- e. 監査役は内部通報窓口であるコーポレートグループ及び顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。

- ⑦ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑨ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
 - b. 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

- ⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- a. 当社は、反社会的勢力に対して毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除に関する規程」に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
- b. 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成され、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。当社は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができるよう努めております。

② 監査役の監査

当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役会は、原則月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。なお、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、各部門へのヒアリング等により経営全般に対して幅広く監査を行っております。

また、内部監査担当者及び会計監査人と情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

③ 内部監査の実施

内部監査担当者は監査結果及び改善事項の報告を代表取締役に対して行い、各部門に改善事項の通知と改善状況のフォローアップを行う体制を構築しております。なお、コーポレートグループに対する内部監査につきましては、代表取締役の命を受けた内部監査担当者による相互監査を実施しております。

また、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、定期的に情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

④ コンプライアンス及びリスク管理

当社では、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会が中心となり、経営に悪影響を与える事項又はその恐れのある事項の情報収集を行い、リスクの早期発見及び防止に努めております。また、必要に応じて、弁護士等の専門家から指導・助言を受ける体制を構築しております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,623,636	流動負債	318,848
現金及び預金	1,399,370	買掛金	10,988
売掛金	188,770	未払金	160,451
前渡金	12,141	未払費用	45,596
前払費用	17,995	未払法人税等	47,976
その他	5,359	前受金	25,758
固定資産	99,111	その他	28,076
有形固定資産	8,982	固定負債	6,241
建物(純額)	1,590	資産除去債務	6,241
工具、器具及び備品(純額)	7,391	負債合計	325,089
投資その他の資産	90,129	(純資産の部)	
投資有価証券	10,030	株主資本	1,397,138
繰延税金資産	53,259	資本金	308,657
敷金及び保証金	26,839	資本剰余金	2,227,989
		資本準備金	676,087
		その他資本剰余金	1,551,901
		利益剰余金	△1,057,801
		その他利益剰余金	△1,057,801
		繰越利益剰余金	△1,057,801
		自己株式	△81,706
		新株予約権	520
		純資産合計	1,397,658
資産合計	1,722,748	負債純資産合計	1,722,748

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,376,029
売 上 原 価		144,698
売 上 総 利 益		1,231,330
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		922,993
営 業 利 益		308,336
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
新 株 予 約 権 戻 入 益	10	
補 助 金 収 入	515	
雑 収 入	65	598
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	602	
上 場 関 連 費 用	872	
固 定 資 産 除 却 損	335	1,810
経 常 利 益		307,124
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	12,000	12,000
税 引 前 当 期 純 利 益		295,124
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	43,320	
法 人 税 等 調 整 額	△2,959	40,361
当 期 純 利 益		254,763

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から)
(2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	222,569	590,000	1,446,007	2,036,007	△1,312,565	△1,312,565	△199,999	746,012
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権 の行使)	86,087	86,087		86,087				172,175
当期純利益					254,763	254,763		254,763
自己株式の 取							△75	△75
自己株式の 処分			105,894	105,894			118,368	224,262
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	86,087	86,087	105,894	191,981	254,763	254,763	118,292	651,125
当期末残高	308,657	676,087	1,551,901	2,227,989	△1,057,801	△1,057,801	△81,706	1,397,138

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,335	748,347
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権 の行使)		172,175
当期純利益		254,763
自己株式の 取		△75
自己株式の 処分		224,262
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,815	△1,815
当期変動額合計	△1,815	649,310
当期末残高	520	1,397,658

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6年～10年

工具器具備品 4年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

14,163千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 損益計算書に関する注記

投資有価証券評価損

当社が保有する投資有価証券のうち実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を行ったものであります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

5,996,365株

- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 170,091株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 104,000株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用につきましては、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。
- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
投資有価証券は、非上場株式であり、発行体の信用リスクを伴っております。
敷金及び保証金は、本社オフィス賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金、未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、営業債権、敷金及び保証金について、適宜取引先及び貸主の信用状況の把握に努めております。投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。
- b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち52.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2.をご参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,399,370	1,399,370	—
(2) 売掛金	188,770	188,770	—
(3) 敷金及び保証金	26,839	26,886	46
資 産 計	1,614,980	1,615,027	46
(1) 買掛金	10,988	10,988	—
(2) 未払金	160,451	160,451	—
(3) 未払法人税等	47,976	47,976	—
負 債 計	219,416	219,416	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価につきましては、返還時期を見積もった上で、将来キャッシュ・フローを国債の利回りに信用リスクを調整した適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	10,030

投資有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,399,370	—	—	—
売掛金	188,770	—	—	—
敷金及び保証金	—	26,839	—	—
合計	1,588,141	26,839	—	—

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
減価償却超過額	2,990
未払事業税	5,008
投資有価証券評価損	3,674
繰越欠損金	483,294
その他	1,650
繰延税金資産小計	496,619
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△438,361
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,998
評価性引当額小計	△443,360
繰延税金資産合計	53,259

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(※)	787	24,990	31,646	99,158	209,864	116,847	483,294
評価性引当額	—	—	△12,490	△99,158	△209,864	△116,847	△438,361
繰延税金資産	787	24,990	19,156	—	—	—	44,933

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
評価性引当額の増減	△15.6%
住民税均等割	1.1%
税額控除	△2.3%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.7%

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主等

種 類	氏 名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	加藤貴博	被所有 直接 8.52%	当社 代表取締役 社長	新株予約権の 行使(注)	172,175	—	—

(注) 新株予約権の行使は、2017年9月1日の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による資本金及び資本準備金の増加額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	239円80銭
(2) 1株当たり当期純利益	45円74銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

株式会社ジモティー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗 栖 孝 彰 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 坂 井 知 倫 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジモティーの2020年1月1日から2020年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月15日

株 式 会 社	ジ モ テ ィ ー	監 査 役 会
常 勤 社 外 監 査 役	平 井	新 也 ㊟
社 外 監 査 役	川 波	拓 人 ㊟
社 外 監 査 役	神 先	孝 裕 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 提案の理由

財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

2. 提案の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金 676,087,500円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 676,087,500円

3. 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2021年5月1日（予定）

第2号議案 剰余金処分の件

1. 提案の理由

会社法第452条の規定に基づき、第1号議案「資本準備金の額の減少の件」による振り替え後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損補填をいたしたく存じます。

なお、本議案につきましては、第1号議案「資本準備金の額の減少の件」の承認可決を効力発生の前提条件としております。

2. 提案の内容

(1) 減少する剰余金の額

その他資本剰余金 2,227,989,050円のうち1,057,801,582円

(2) 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 1,057,801,582円

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 株 数
1	かとう たかひろ 加藤 貴博 (1978年10月2日) 【再任】	2001年4月 株式会社リクルート入社 2011年10月 当社入社、代表取締役社長 2019年1月 当社代表取締役 2019年9月 当社代表取締役社長（現任）	496,000株
2	かたやま しゅう 片山 翔 (1985年12月14日) 【再任】	2008年4月 株式会社リクルート入社 2012年10月 株式会社リクルートマーケティング パートナーズ転籍 2016年10月 当社入社 2017年9月 当社代表取締役 2019年1月 当社代表取締役社長 2019年9月 当社代表取締役 ビジネス開発グル ープ担当（現任）	—
3	いわきき ゆういち 岩崎 優一 (1971年10月25日) 【再任】	1996年12月 株式会社橋本会計入社 1998年3月 スマイル音楽出版株式会社入社 2001年8月 株式会社インボイス入社 2002年8月 株式会社ゴンゾ・ディジメーショ ン・ホールディング（現株式会社ゴ ンゾ）入社 2009年7月 株式会社リプセンス入社 2015年7月 当社入社 2018年3月 当社取締役 コーポレートグループ 担当（現任）	—
4	ひがの ともみ 日向野 朋実 (1985年3月1日) 【新任】	2007年4月 名古屋テレビ放送株式会社入社 2011年8月 当社入社 2020年6月 当社UXグループ担当（現任）	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 株 数
5	伊 藤 邦 宏 (1972年 7月20日) 【再任】	1997年 5月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社 (現株式会社NTTドコモ) 入社 2017年 7月 同社プラットフォームビジネス推進 部担当部長 2019年 7月 同社マーケティングメディア部長 兼 マーケティングプラットフォーム 推進部担当部長 (現任) 2019年 7月 当社社外取締役 (現任) 2019年 7月 株式会社D2C社外取締役 (現任) 2020年 7月 株式会社ドコモ・インサイトマーケ ティング社外取締役 (現任) 2020年 7月 株式会社LIVE BOARD社外取締役 (現 任) 2020年 7月 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会 社社外取締役 (現任)	—
6	吉 田 大 志 (1975年 1月10日) 【再任】	2013年12月 弁護士登録 2013年12月 松尾千代田法律事務所入所 2019年 6月 本多・森田・吉田法律会計事務所 パ ートナー (現任) 2020年 3月 当社社外取締役 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊藤邦宏氏及び吉田大志氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 伊藤邦宏氏を社外取締役候補者とした理由は、上場企業におけるサービス企画や経営企画等の豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営体制及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に貢献していただけると判断したためであります。
- (2) 吉田大志氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営体制及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に貢献していただきたいため、社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 伊藤邦宏氏及び吉田大志氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって伊藤邦宏氏が1年8ヶ月、吉田大志氏が1年となります。

5. 当社は、伊藤邦宏氏及び吉田大志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額といたします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償責任を負った場合の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 当社は、伊藤邦宏氏及び吉田大志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

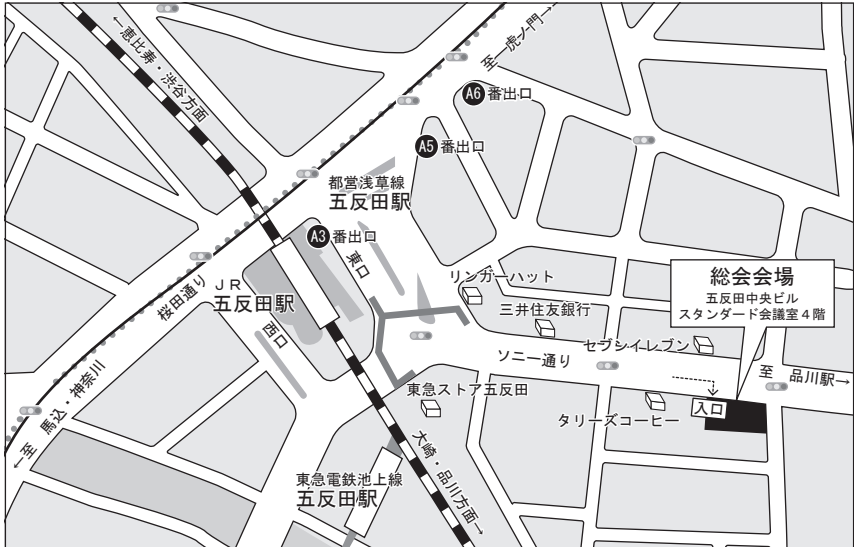
以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区東五反田二丁目3番5号
五反田中央ビル スタンダード会議室4階Aホール



交通 JR山手線 五反田駅東口 徒歩約5分

都営地下鉄浅草線 五反田駅A3出口 徒歩約6分

JR五反田駅東口、地下鉄浅草線A3出口より、前方の横断歩道橋を東急ストア五反田側へ渡り、外階段で下りソニー通りを品川駅方面へ進んで右手、1階にスーツ専門店はあるやまが入っているビルの4階。

◎ 株主総会ご出席の株主様へのお土産・お食事等のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。